

はじめに

診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方については、平成18年の医療制度改革に関する国会審議において、第三者による調査、紛争解決の仕組み等の検討が必要であるとの決議があった。これを受け厚生労働省では、法務省・警察庁とも協議の上、平成19年3月「診療行為に関連した死亡の死因究明等のあり方に関する課題と検討の方向性」（以下「試案」という。）を公表した。

さらに、平成19年4月、厚生労働省に「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、試案をたたき台として、試案に対するパブリックコメントや検討会における有識者ヒアリングでの意見も参考にしつつ、これまで計7回にわたり議論を行ってきたところである。この度、これまでの主な議論の整理を試案の各論点に沿って行った。

なお、本整理は、これまでの検討会での議論において、どのような意見があつたか、また現段階で意見の相違が見られた部分は何か等を示すために整理したものである。
したがつて、未だ結論に至っているものではなく、今後も更なる検討が必要である。
(以下、囲み内に試案、その下に検討会での各委員の意見を記載している。)